

わたくしたちは  
水と緑と詩のまち 前橋の市民です  
日々のしあわせと伸びゆくこのふるさとの  
明日をめざして  
1 やさしい心をもとう  
1 強いからだをつくろう  
1 たのしく働こう  
1 自然をまもろう  
1 文化を大事にしよう



### 高齢者の学びの場

○ として保存してください つかまた お役にたちます ○

修了式は教室の一つの折り目。温かい甘酒やあら汁を吸いながら、楽しい歓談のひとつです。2月8日桂萱公民館。

#### わたしと高齢者教室



島田兼之さん

#### 熱心な学習活動

お年寄り  
の活動とい  
えばゲート  
ボールと温  
泉旅行、と  
いった時代  
じゃないです  
ね。講師とし  
ていろいろな  
教室に出させ  
ていただき  
熱心な学習活  
動に接してい  
ます。  
ここで取り組  
んだ「自分史」  
学習は、みな  
さんが自らの  
歴史を思い、  
つづつたもの  
で、すばらしい  
実践ですね。  
(西大室町・63)

年寄りだからといって、家にひっ込んでじゃあられないよ。なんでも知って、若いものともうまくやって行かなくちゃならないしね。健康管理も大切だ。それに、みんな集まって一緒に勉強するんで、これが楽しみたいねえ。元気な声が口々に出る桂萱高齢者教室の修了式。みなさんが書いた「自分史」の冊子も配られて、今年度も充実した学習の場になりました。

#### 前橋さんぽ

モ  
メ  
今年度市主催の高齢者教室は、開設数、受講生八百八十一人。年間をとおし、一般教養・健康管理・趣味・郷土学習などが行われている。

## あなたの声を市政に

### 59年度市政モニター募集

わたしたちの前橋をより住みよい「すばらしい前橋」にするためには、市民のみなさんからの率直で建設的な意見が大いに役に立ちます。五十九年度の市政モニターを募集します。奮ってご応募ください。

募集人員 十四人 任期 59年4月～60年3月 主な仕事 市政に対する建設的な意見・要望などを、毎月一回程度提出 応募資格 市内に在住する20歳以上の人 応募方法 ①日ごろあなたの考えていることや感じたことなどを書いて、ハガキまたは封書で提出してください ②住所・氏名・生年月日・年齢・性別・職業・電話番号を記入してください ③表に「市政モニター応募」と朱書きしてください 応募先 〒371前橋市大手町二丁目二一市役所広聴文書課 広聴係 締め切り 3月10日(当) 日消印有効 その他 市政モニター1の定員は二十人で、公募する十四人のほか職域や世代を考慮して団体などから六人が推薦されます。問い合わせ 広聴文書課 内線3524

市政モニター制度は、昭和四十年  
度から始まりました。これは、都市  
がだんだんと大きく、複雑になるに  
つれて、住民の意見が市政に反映し  
にくくなるなどの点を考慮してつく  
られたものです。お寄せいただいた  
ご意見やご要望の中で、身近なもの  
で処理できるものは直ちに要望にそ  
って処理し、長期的なものについて  
は、十分検討し実施計画を策定する  
場合に取り入れるなどして、市政に  
活用しています。また、時々本紙に  
「モニターの声」を掲載して、ご意  
見などを紹介しています。

#### 税の申告時期ですお早めに……2面

#### ピックアップ

- ▽強風期、28日から火災予防運動…3面
- ▽古市町改良住宅の入居者を募集…3面
- ▽水道管凍結防止対策をもう一度…4面
- ▽利根川河川緑地利用の申し込み…5面
- ▽国保の交通事故治療費立て替え…7面
- ▽男性県一、百歳迎えた木嶋さん…8面



自作のお面をかぶっての豆まき行事 第三保育所で

## 所得税 市民税

# 申告は正しくお早目に

2月16日から3月15日まで

## 所得税の確定申告

所得税の確定申告と市民税の申告の時期がやってきました。所得税と市民税は、個人が昨年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得に応じてかかる税金です。申告期限は三月十五日ですが、相談は今日から行っています。期限間近になるとたいへん混雑しますので、できるだけ早目に申告を済ませてください。なお、所得税の申告をした人は、事業税、市民税の申告は必要ありません。

### ●確定申告の必要な人

事業所得や不動産所得などがある人①五十八年中の各種の所得金額の合計額から、各種の所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が配当控除額よりも多い人。給与所得者②通常の給与所得者は確定申告をする必要はありませんが、次のような人は申告しなければなりません。

①五十八年中の給与の収入金額が二十万円を超える人②給与所得のほかに各種の所得金額の合計額が二十万円を超える所得がある人③二か所以上の給与を受ける人④災害を受けたため、五十八年中の給与の源泉徴収税額の徴収の猶予や、徴収された税金の還付を受けた人。

退職所得がある人⑤普通は申告する必要はありませんが、退職手当などの支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため二〇%の税率で所得税を源泉徴収された人など、退職所得について源泉徴収される所得税が正規に計算した税額よりも少ない人。

資産所得計算課税の適用を受ける人⑥資産所得の合算課税を受ける人は、申告しなければなりません。

譲渡所得がある人⑦土地や建物などを譲渡（交換、法人への贈与、地上権の設定なども含む）した場合、申告が必要になります。特に居住用財産を譲渡した場合など特別控除の特例がある場合には、所得金額が特別控除以下であっても申告しないとこの特例は受けられません。

●確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告をしなくてもよい人

でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている時は、還付を受けるための申告書を提出することがあります。次のような人は税金が納め過ぎになっている場合があります。

①給与所得や退職所得のある人で、医療費控除、住宅取得控除、寄付金控除、雑損控除などを受けることができる人②給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかったため年末調整がなかった人③給与所得者で、五十八年分の確定申告から申告書（一般用、還付用）が複写

でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている時は、還付を受けるための申告書を提出することがあります。次のような人は税金が納め過ぎになっている場合があります。

①給与所得や退職所得のある人で、医療費控除、住宅取得控除、寄付金控除、雑損控除などを受けることができる人②給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかったため年末調整がなかった人③給与所得者で、五十八年分の確定申告から申告書（一般用、還付用）が複写

でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている時は、還付を受けるための申告書を提出することがあります。次のような人は税金が納め過ぎになっている場合があります。

①給与所得や退職所得のある人で、医療費控除、住宅取得控除、寄付金控除、雑損控除などを受けることができる人②給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかったため年末調整がなかった人③給与所得者で、五十八年分の確定申告から申告書（一般用、還付用）が複写

でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている時は、還付を受けるための申告書を提出することがあります。次のような人は税金が納め過ぎになっている場合があります。

①給与所得や退職所得のある人で、医療費控除、住宅取得控除、寄付金控除、雑損控除などを受けることができる人②給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかったため年末調整がなかった人③給与所得者で、五十八年分の確定申告から申告書（一般用、還付用）が複写

## 市民税の申告

●市民税の申告書を出す人

所得税の確定申告をする必要のない人で、次に該当する人は市民税の申告をしてください。

①今年一月一日現在市内に住所があり、事業を営んでいる人②地代・家賃・配当などの所得のあった人、土地・家屋・その他資産を譲渡した人③市内に住所がない人④一月一日現在市内に事務所、事業所、家屋敷のある人⑤配当所得のある人（所得税の源泉分離課税を選択した人）⑥給与所得のみの人⑦雑損控除、医療費控除を受けようとする人⑧所得と異なる扶養控除を受けようとする人⑨生命保険料や社会保険料の申告漏れのある人⑩事業所など勤務先から給与支払い報告書の提出がない人などです。

●市民税の申告が必要ない人

①税務署へ所得税の確定申告

申告を受けた人③予定納税をしたが確定申告の必要がなくなった人

還付申告の注意 ①今年新たに還付を受けるために確定申告書を提出する場合は、申告者の住所、氏名を確認するため健康保険証や運転免許証などが必要になります。また、医療費控除については「医療費控除の内訳書」を添付してください②年末調整を受けた給与以外に所得のない人が、医療費控除や住宅取得控除などで所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。用紙は税務署にあります③還付金の受け取りは、銀行などの預金口座に直接振り込まれる方法があります。

申告用紙が複写式に

五十八年分の確定申告から申告書（一般用、還付用）が複写

式になりました。ボールペンで強く書いて、はがずに提出してください。

お気軽に相談を

所得や税額の計算の仕方や申告書の書き方などわからない点がありましたら、税務署②4371または税務相談室③3426にお尋ねください。

## 税金であなたが守る 住みよいくらし



申告を受け付ける市役所窓口

### 申告は青色

納税は振替で

青色申告で経営の合理化と節税を図りましょう。所得税の納税の期限は、申告期限と同じ三月十五日です。口座振替を利用すると便利です。金額を一時に納税することができない人は、延納制度をご利用ください。

なお、出張所管内の人は、行政自治委員会を通じ、出張所市民税課に請求してください。

●申告書の受け付け

市役所2階市民税課のほかに、みなさんの便を図るため次の会場でも受け付けます。

2月22日（水）西岩神公民館、国領町公民館 2月23日（木）城東町四丁目公民館、六供町公民館 2月24日（金）文京町四丁目自治会館、朝日町第一公民館 時間は午前9時～午後4時

## 2月の納税

◆国民健康保険税 2月29日まで

◆固定資産税

市計画課の課税の基になる資産の状況や評価額などをお知らせするため、固定資産課税台帳の縦覧を行います。

五十九年度は基準年度（五十七年度）の最終年度に当たりますので、固定資産の評価替えはありません。ただし、土地については

固定資産の課税台帳を縦覧

市計画課の課税の基になる資産の状況や評価額などをお知らせするため、固定資産課税台帳の縦覧を行います。

五十九年度は基準年度（五十七年度）の最終年度に当たりますので、固定資産の評価替えはありません。ただし、土地については

固定資産の課税台帳を縦覧

市計画課の課税の基になる資産の状況や評価額などをお知らせするため、固定資産課税台帳の縦覧を行います。

## 市政ニュース

### ☆ 市議会、二日に開会

五十九年度の第一回定例市議会は、三月二日から二十一日まで新年度予算案、条例案などを中心に会期二十日間で開催。

### ☆ 記録的な寒い冬

二月八日にはついに最低気温マイナス七・七度を記録。雪の日は市の本格的な除雪作業も写真。春が待たれます。



### ☆ 下東西遺跡の発掘

青梨子町地内の閑越道用地で全国でも例がない、奈良時代の「渡り廊下」付き堅穴住居跡が発掘され、注目されています。

### ☆ 市の歌、レコードに

交声曲「赤城嶺」の初のレコーディング。十一日市民の混声合唱、管弦楽の演奏により、市民文化会館で行われました。

### ☆ 生涯教育に協議機関

生涯教育の取り組み方について協議する、市生涯教育推進会議が各界からの委員三十七人で一月二十六日に発足しました。



春の火災予防運動 2月28日～3月13日

点検は

防火のはじまりしめくくり

春先は、空気が非常に乾燥し、また強い北風が吹き大気の大発生しやすい季節です。二月二十八日(火)から三月十三日(火)までの十五日間、春季火災予防運動が、全国一斉に実施されます。市では、前半の七日間を車両、林野火災予防に、後半の八日間を一般火災予防を重点とします。

家庭の火災予防

「火事は怖い」と、ただ漫然と考えているだけでは、火災は防げそうにもありません。どうい場合、どんな火災が多いのか、そのためにはどんな注意が必要か――いわば、火災の傾向と対策を自分なりに整理しておく、予防に対する気くばりにより具体的に安全を確保



婦人防火クラブの消火訓練 出初式で

車両火災の防止

- ・火気使用付近の可燃物は、整理しておく。
- ・寝たばこを絶対にしない。
- ・電気器具の使用後は、必ず差し込みをコンセントから抜く。
- ・喫煙マナーを守り、旅客車や自動車などからたばこの吸い殻を投げ捨てない。
- ・危険物品は、車両内に持ち込まない。
- ・車両の防火のための点検・整備及び防火安全対策を徹底する。
- ・初期消火、通報及び避難訓練を実施する。
- ・消防用設備などの点検の励行及び取り扱い方法を習熟する。

林野火災の防止

- ・たき火の場所を離れる時は、完全に消火する。
- ・たばこの吸い殻は、必ず消し確認する。
- ・強風や異常乾燥の時は、たき火、火入れはしない。
- ・枯草などのある危険な場所では、たき火等はしない。
- ・火入れの許可は必ず受けましょう。

防火指導員の防火診断

住宅火災の減少を図るため、

家庭防火教室に参加を

防火指導員(消防団員)が一般住宅の防火診断を実施します。昨年実施しましたが、今回は昨年の秋の火災予防運動期間中の未実施地域から五千世帯を選び防火診断を行います。診断に伺った際は、協力ください。不在の家庭には、防火診断書を配布しますので、説明にしたがって診断し、火災予防に努めてください。

期間中の主な行事

- 2月28日(火) 車両火災防犯演習(古市町上毛新聞社午前10時)
- 2月29日(水) 3月5日(月) 危険物運搬車両の街頭指導、消防立入検査 3月3日(土) 家庭用防災機器の展示と消防相談(大生相互銀行の広場午後1時～4時) 3月11日(日) 一般家庭の防火診断

6日に大サイレン

三月六日(火)午前10時から、美木屋流通センター(上大島町)で火災総合演習を実施します。演習中は大サイレンを吹鳴しますので、ご了承ください。

送迎バスのご利用を

地区別にコースを決め巡回バスが運行しています。日程、時間、バス停について知りたい人はご連絡ください。また三十人以上の団体は、団体バスで送迎します。予約制です。

防災ミニ百科 備えようガス漏れ警報器

年々増加するガス漏れ事故の原因をみると、大部分が利用者の不注意から起きています。一般家庭は、法律による設置義務はありませんが、ガス漏れ事故を未然に防ぐため、ガス漏れ警報器の設置を勧めます。ガス漏れに気がついたら、元栓、容器バルブを閉める。ストーブなどの火を消し、売店に通報する。その後、119番へ通報するとともに販売店に通報する。



商業あんない

セールスマンの販売促進研修会

日時 3月6日(火)・7日(水) 12日(月)・13日(火) 午後6時～9時  
会場 商工会議所 内容 ①新規開拓のための「勇気と決断力強化」②得意先管理の重点化と営業活動の効率化 講師 ㈱ビジネスオール専任講師・野口俊

3月8日に市役所で消費者講座

日時 3月8日(木)午後1時30分～3時30分 会場 市役所11階大会議室 内容 これからの暮らしと生活設計 講師 ㈱証券広報センター専任講師・畑中春

中小企業経営管理者の特別講演

日時 3月8日(木)午後2時～午後4時 会場 商工会議所 定員 先着八十人 内容 戦国武将・勝機の決断 講師 作家・藤公房さん 申し込み 3月1日(木)までに商政課 内線3602または商工会議所 5111へ

古市町改良住宅団地 入居4戸を募集

今年度建設の改良住宅の入居者を募集します。公募戸数は四戸、入居は五月一日の予定です。□住宅などのあらし 公募戸数 四戸(4階二戸、5階三戸) 団地名 古市町改良住宅団地 種類・構造 二種中層耐火構造5階建て 間取り 3DK(六畳、六畳、四・五畳、D)

南橋団地で1戸多家族向け住宅

市では、南橋団地の多家族向け住宅の公募を行います。公募戸数 一戸 団地名 南橋団地 種類・間取り 第一種、4LD・K 家賃 三万九千六百円 入居申込資格 家族六人以上の世帯。収入の制限があります。申し込み・問い合わせ 3月15日(木)までに住宅課 内線3807へ

資金を融資

県のマイホーム資金

申し込み資格 県内に自分が住むための住宅を新築・増築・購入しようとする人で、年収が七百万円以内の人。新築する住宅の延べ床面積が百三十五平方メートル(身障者、老人同居の場合は百六十五平方メートル)以下のもの。融資あつせん限度額 新築(建物だけ) 三百万円、新築(建物と土地) 中古住宅(新築後十年以内で土地付き) 五百万円、金融機関

住宅金融公庫でも

受付期間 2月29日(木)まで 選定方法 無抽選 申し込み 公庫業務取扱金融機関 問い合わせ 住宅金融公庫北関東支所 6555または公庫業務取扱金融機関

市役所の電話は 24-1111(大代表)です。

選挙人名簿を縦覧

農業委員会

市選挙管理委員会では、五十九年一月一日現在の「農業委員会選挙人名簿」を、二月十三日(木)から三月八日(木)まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会事務室で縦覧に供します。ただし、土曜日の午後と日曜日は、市役所当直室で行います。

今年、任期満了に伴う統一選挙が行われますが、選挙人名簿に登録されていなければ投票できませんので、縦覧期間中によく確かめてください。なお、この選挙人名簿に登録されていないと、間違えて登録されているときは、縦覧期間内に文書で異議を申し出ることができます。

○お問い合わせは選挙管理委員会事務局(内線3623)へ。

委員の補欠選挙

区画整理審議会

前橋駅南口土地区画整理審議会委員(所有権者)の補欠選挙を次のとおり行います。

公告 2月15日(水) 立候補届け出 4月7日(土) 17日(火) 選挙期日 5月20日(日)

この区域内の所有権者で昨年の五月二十四日までに申告しなかった人、申告したがその後権利についての変動があった人は、三月五日(月)までに区画整理第二課へ申告書を提出してください。○お問い合わせは区画整理第二課(内線3962)へ。

簡単な仕事の申し込み

シルバー人材センター

家事手伝い、留守番、障子の張り替えなど、高齢者向きで簡単な仕事がありましたら、センターにお申しつけください。○お問い合わせ、ご連絡は同センター(内線3223)へ。

前橋市指定工事業者一覧表

| 所在地          | 工事業者名         | 電話      | 所在地           | 工事業者名       | 電話      |
|--------------|---------------|---------|---------------|-------------|---------|
| 岩神町三丁目14-4   | 松下水道工業所       | 32-0131 | 竜蔵寺町66-13     | 関設備工業       | 33-0902 |
| 岩神町三丁目15-1   | 山波工業所         | 31-7284 | 下細井町194       | 入沢設備工業      | 33-3762 |
| 岩神町四丁目25-19  | タチバナ設備(株)     | 31-4784 | 下細井町23-39     | 巴工業(株)      | 32-6184 |
| 昭和町一丁目24-9   | (株)第一水道       | 31-9602 | 下細井町336       | 五代設備工事(株)   | 34-5032 |
| 昭和町二丁目1-1    | 酒井工業(株)       | 31-5000 | 関根町23         | 萩原設備(株)     | 32-2186 |
| 昭和町三丁目14-9   | 大沢工業(株)       | 31-9865 | 上小出町713-2     | 大生設備工事      | 34-6481 |
| 昭和町三丁目15-3   | 茂木設備工業(株)     | 32-3245 | 下小出町二丁目9-24   | (株)三基工業     | 33-5873 |
| 昭和町三丁目26-26  | (株)丸山管工設備     | 31-3203 | 下小出町三丁目4-12   | 梅村設備        | 32-7828 |
| 昭和町三丁目38-2   | 斎藤工業所         | 33-9282 | 下小出町626-1     | (株)茂木住宅設備   | 34-1298 |
| 国領町二丁目9-5    | 東邦設備工業(株)     | 31-4826 | 川原町376-66     | (株)敷島水道工業   | 32-2347 |
| 若宮町四丁目4-16   | (株)工事円設       | 34-1331 | 東片貝町71        | (株)駒工業所     | 24-5949 |
| 住吉町一丁目13-12  | (株)青木総合設備     | 33-7262 | 東片貝町639-1     | 上毛機械店       | 24-6787 |
| 住吉町二丁目9-12   | (株)和田設備工業     | 31-2790 | 西片貝町五丁目13-10  | 伸高設備工業(株)   | 24-4677 |
| 日吉町一丁目5-15   | 清水水道          | 32-7161 | 西片貝町三丁目18-1   | 大群工業(株)     | 24-2744 |
| 日吉町三丁目251-21 | 関口工業          | 31-9636 | 西片貝町一丁目277    | 青木管工事興業所    | 31-0090 |
| 日吉町四丁目1-3    | (株)富士管工設備     | 31-4671 | 三保町一丁目45-12   | (株)前田設備     | 21-8553 |
| 大手町一丁目5-9    | 福田設備工業(株)     | 21-8121 | 三保町二丁目24-2    | (株)田村鉄工所    | 31-8632 |
| 本町三丁目7-9     | 清水工業所         | 24-2317 | 三保町一丁目45-26   | 宮地管工(株)     | 24-2362 |
| 城東町五丁目657-12 | 城東水道設備        | 43-6386 | 三保町二丁目11-15   | 中央興業(株)     | 32-2098 |
| 城東町四丁目21-8   | 高野設備興業        | 32-4911 | 三保町三丁目31-17   | 市川建設(株)     | 32-1231 |
| 城東町四丁目22-3   | 関東設備工業(株)     | 32-4033 | 三保町三丁目2-8     | 第七工業(株)前橋支店 | 32-6661 |
| 城東町四丁目19-2   | 山上水道          | 31-8412 | 上泉町1267-3     | 野中設備(株)     | 69-8564 |
| 文京町二丁目3-3    | 群馬角張シェルパック(株) | 21-7316 | 上泉町2694-5     | 上武工業(株)     | 69-2935 |
| 文京町二丁目7-1    | 日高工事(株)       | 21-5590 | 上泉町3272       | 三恵設備工業所     | 69-2054 |
| 文京町二丁目11-4   | 三山水道(株)       | 23-3181 | 下沖町307        | (株)荒井設備     | 32-1194 |
| 文京町四丁目3-9    | 昭和設備工業所       | 21-3952 | 下沖町292        | (株)千木良設備工業  | 32-9297 |
| 天川原町225-24   | 藤設備工業所        | 21-5740 | 萩原町250        | 南波設備        | 69-1708 |
| 表町二丁目19-12   | (株)ヤマニ熱工業     | 23-1515 | 萩原町1206       | 江本水道設備工業    | 69-0114 |
| 表町二丁目22-16   | (株)狭山         | 21-2272 | 江本町1073-2     | 高橋水道設備      | 69-0339 |
| 紅雲町一丁目7-22   | (株)本田水道工業所    | 21-8280 | 堀之下町194-1     | (株)小沢設備工業   | 69-1343 |
| 紅雲町一丁目9-16   | (株)矢尾板水道設備    | 21-4736 | 上大島町25-1      | 北沢設備(株)     | 63-3821 |
| 紅雲町二丁目7-12   | (株)長島工業所      | 21-5843 | 天川大島町241-2    | (株)原田空調設備   | 61-2118 |
| 紅雲町二丁目23-1   | 町田水道工業所       | 21-0576 | 天川大島町322      | (株)三栄設備     | 24-4897 |
| 南町二丁目9-7     | 相川設備(株)       | 21-4263 | 天川大島町二丁目4-32  | 安藤農機具店      | 24-1924 |
| 南町一丁目14-20   | 前燃興業(株)       | 21-3741 | 天川大島町二丁目28-22 | 篠原設備工業所     | 24-0345 |
| 南町三丁目34-34   | (株)寺本設備       | 21-5011 | 天川大島町1460     | 永明設備工業所     | 61-4054 |
| 南町三丁目36-21   | 南部水道設備(株)     | 21-7516 | 駒形町190-3      | 田中設備工業      | 66-0073 |
| 六供町994       | 前橋水道(株)       | 21-1431 | 駒形町六丁目523     | 天野住宅設備工業    | 61-5451 |
| 六供町189       | (株)真塩工業所      | 21-7475 | 二之宮町1154      | 日野設備        | 68-3549 |
| 青梨子町1188-2   | 植木工業所         | 51-9752 | 富田町1389       | 大沢設備(株)     | 68-0589 |
| 池端町185-2     | (株)大丸         | 51-9902 | 泉沢町1138-7     | 須藤商事(株)     | 68-1307 |
| 総社町総社2880    | (株)北関設備       | 51-6436 | 小屋原町1070-1    | 南雲設備(株)     | 66-3305 |
| 総社町高井68-1    | 福島工業(株)       | 51-6672 | 荒子町872        | 鹿沼管工        | 68-1504 |
| 高井町一丁目35-42  | 大場工業(株)       | 51-3686 | 西善町1468-4     | 南雲水道設備      | 66-0369 |
| 元総社町151-5    | (株)大湖設備       | 51-2549 | 西善町429        | (株)狩野設備業    | 66-1217 |
| 元総社町2212     | 小林設備工業        | 51-2008 | 東善町256        | (株)松沢設備工業   | 66-0227 |
| 烏羽町36-1      | 金井興業(株)       | 51-6851 | 山王町一丁目10-25   | 本多設備(株)     | 66-4957 |
| 大友町二丁目28-27  | ミナト設備         | 53-3136 | 亀里町865        | 本平岩設備(株)    | 65-0398 |
| 江田町542       | 群栄設備工業(株)     | 51-5219 | 亀里町246        | ニチレイ設備(株)   | 65-4371 |
| 小相木町43-1     | 梅山水道設備        | 52-0039 | 鶴光路町259       | 相互設備(株)     | 65-1745 |
| 稲荷新田町492     | (株)東水道        | 51-3703 | 力丸町9          | (株)下川水道設備   | 65-0228 |
| 占市町一丁目50-14  | 三洋関東設備機器(株)   | 51-0571 | 房丸町152        | (株)新井       | 65-0777 |
| 占市町118       | 大和設備工事(株)     | 26-3111 |               |             |         |



市内の至る所で破裂事故が続出

水道管破裂事故が急増

家庭の備えをしつかりと

今年の冬は例年になく寒さが厳しく、凍結による水道管の破裂事故が数多く起こっています。もう一度、あなたの家の水道管の冬支度を見直してみしましょう。

気温がマイナス四度C以下になると、凍結による水道管の破裂事故が起きやすくなります。最近の厳しい寒さによって、水道管の破裂した家庭が増えていきます。家庭でのちょっとした工夫で事故をなくしましょう。

時は、タオルをかぶせ、ゆつくりとぬるま湯をかけ気長に解かしてください。急に熱湯をかけると蛇口が破裂することがあります。ご注意ください。

もし、家庭で水道管が破裂したような場合は、お近くの市指定水道工事業者にすぐ連絡してください。水道の修理などは市の指定を受けた業者でなければ工事することができないことになっています。④マークの標示板を掲げてある指定業者に依頼してください。

市の指定水道工事業者は表のとおりです。

お問い合わせは水道局給水課(内線5511)内線221へ。

盲人の外出時にガイドヘルパー

市では、盲人ガイドヘルパー派遣制度を実施しています。視覚障害者が外出する際に付き添いをする人がいなくて困っている人は、登録を済ませて利用してください。

重度障害者などに入浴サービス

市では、在宅重度障害者と寝たきり老人のための入浴援護サービスを行っています。

対象 在宅重度障害者、寝たきり老人で自力または家族の介護だけでは入浴できない場合で、医師が適当と認めた人 入浴場所 市心身障害者福祉会館(日赤病院東隣) 自宅までの送迎は同館のマイクロバスで行います 申し込み 厚生課(内線3240)へ。無料ですが入浴の際240へ。

身障者交友の集い

県身体障害者団体連合会では、結婚を希望する未婚の青年男女を対象に「身障者交友の集い」を開催します。

日時 3月3日(土)午前10時20分～4日(日)午前10時 会場 城山荘(勢多郡北橋村) 参加費 三千元 申し込み 2月22日(水)までに県身体障害者福祉団体連合会(内線5274)へ 問い合わせ 同所

福祉を語る集い

「愛のあかき大会」で示されたような市民一人一人の自主的なボランティアの心を、更に地域に生かすためのきっかけの場として「福祉を語る集い」を開きます。みなさんのお出かけをお待ちしています。

日時 2月25日(土)午後1時～4時 会場 県民会館 対象 一般市民、五百人 内容 県立盲学校生徒による吹奏楽の演奏、作文ポスターコンクール入賞作品の発表ほか 申し込み 問い合わせ 社会福祉協議会(内線6033)

企業内の交通事故を防止——安全運転管理者の選任届けを

市内の各事業所で自動車(五台以上、十一人乗以上)のマイクロスバスは「安全運転管理者」を選任し、所轄の警察署に届け出ることが強く義務づけられています。

該当する事業所の責任者は、所定の書類で選任届けを済ませてください。届出の書類は、警察署または安全協会にあります。

選任が必要な事業所

企業内の交通事故を防止——安全運転管理者の選任届けを

安全運転管理者 ①乗車定員十一人以上の自動車一台以上を使用している事業所 ②その他の自動車五台以上を使用している事業所(自動車二台以上を、五台として計算) ③副安全運転管理者 二十台以上の自動車を使用する事業所(二十台に付き一人以上の基準で選任)

ハイヤー・バス、運送トラックの事業所は除きます。

お問い合わせは公害交通課(内線3276)へ。

# もうすぐ春、体を動かそう

## 3 スポーツ教室を開催

寒い日がまだまだ続きますが、春はもうすぐそこ……。ボウリング、バドミントン、卓球の3教室が開かれます。冬の運動不足を解消して、力いっぱい体を動かしてみませんか。いずれも初心者対象です。気軽に参加してください。

### ボウリング

女性を対象に

＜AMFエメラルドボウル（国領町二丁目）6405＞2月29日～3月28日の毎週水曜日、午後1時～3時（前橋スポーツレイン（三河町二丁目）205661）2月27日～3月26日の毎週月曜日、午前10時30分～12時30分 対象：市内在住・在勤・在学18歳以上の女性、初心者、各会場先着二十人、参加費：千三百円（ゲーム代、貸靴代など）

### バドミントン

週3回午前中

お昼前のひと時、市民体育館でバドミントンを楽しみましょう。初めてラケットを握る人も大歓迎です。期日：3月6日（火）～29日（木）の毎週火・水・木曜日 時間：午前10時～午後6時30分 会場：勤労青少年ホーム

### 卓球

勤労青少年向け

勤労青少年ホームでは、市内に勤める青少年を対象に卓球教室を開きます。初心者向けです。お気軽にお申し込みを。期日：3月5日・12日・19日・26日（月）午後6時30分～8時30分 会場：勤労青少年ホーム



すばらしいフォームを決める女性ボウラー

## 受付開始日決まる

利根川河川緑地の利用

59年度

五十九年度利根川河川緑地の利用受け付け（受付開始日）は、次のとおりになります。利用を希望する団体などの代表の方は、ご承知ください。受付開始日：4月分）3月1日（火）5月分）4月3日（火）6月分）5月1日（火）7月分）6月1日（火）8月分）7月1日（火）9月分）8月1日（火）10月分）9月1日（火）11月分）10月2日（火）12月分）11月1日（火）1月分）12月1日（火）2月分）1月5日（火）3月分）2月1日（火）受付開始時間：開始日は午前8時15分から、それ以後は8時30分から。資格：市内在住・在勤者で組織

## スポーツ大会

### 勤労者卓球

市内に勤務している人を対象に大会を開きます。日時：3月18日（日）午前8時30分 会場：勤労青少年体育センター（大渡町二丁目）対象：市内の事業所などに勤務する従業員チーム編成（一チーム十二人）

### ボウリング選手権

大会に参加してあなたの力を試してみませんか。

内一試合の出場選手は七人（のうち女子二人、40歳以上一人が出場すること）試合方式：トーナメント方式 申し込み：工業課内線3615へ

日時：3月4日（日）午前9時30分 会場：AMFエメラルドボウル（国領町二丁目）対象：市内在住・在勤・在学者 競技方法：男女別個人戦、アメリカ方式、予選六ゲーム、決勝三ゲーム

### バスケットボール

一般男子、同女子、壮年、家庭婦人に分けて行います。



期日：3月18日（日）・20日（火）（春分の日）・25日（日）会場：市民体育館など 種別：一般男子高校生を含む、一般女子（高校を含む）、壮年40歳以上、家庭婦人参加資格：市内在住・在勤・在学（高校以上）の人で組織したチーム（二チーム十五人以上）参加費：一般五千円、高校二千円 申し込み：3月3日（土）までにバスケット協会事務局（下小出町一丁目八八奥野ビル二〇二林さん方）5339へ

## まちの話題

### 「ナンマイダ」

「ナンマイダ」が復活

日輪寺町

日輪寺町に伝わる「ナンマイダ」が、昨年の八月に二十三年ぶりに復活。今年十二日に、行われた地域芸術発表会で披露され、ひととき観衆の目を引きつけた。同地区は、天明三年の浅間山の爆発で大被害。翌年は、大飢饉のうえ、悪病が流行して大勢の子供



が亡くなったことから、天災地変を防ぎ、無病息災を祈願する「ナンマイダ」が行われるようになった。子供たちが、各家の庭で直径三メートルの数を引き合いながら「ナンマイダ」を行い、七回半回ります。最初は「ナムアミダブツ、ソラマダブツ」と掛け合ったそうです。昨年の四月、同町が親子の触れ合い活動促進地区に指定されたことから、長い間中断していた「ナンマイダ」の話が持ち上がった。子供からお年寄りまで喜んで参加したので、町では、今後毎年実施するという事です。

対象：市内に勤める青少年先着二十五人 講師：卓球クラブ顧問・及川幸夫さん 申し込み：2月27日（月）までに青少年ホーム520500へ

### 野球審判員になりませんか

「あかぎ国体」が成功のうちに終了し、スポーツ活動が非常に活発になりました。今後ますます盛んになると思われ、県野球連盟では野球審判員になりたての方の申し込みを受け付けています。後日実施される講習を受けて公認の審判員になることができます。申し込み：県野球連盟審判部事務局（鈴木さん方）3221へ

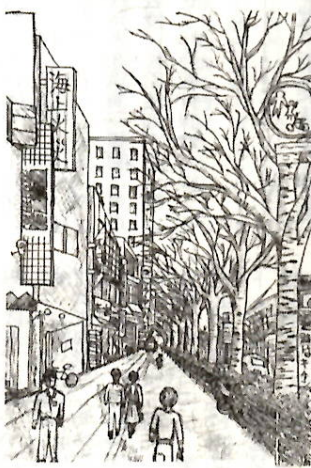
### せんりゅう雑誌

前橋市民川柳会

なよなよと見えて女は漬（つぶ）れぬ 寿々夢 俳（しあわせ）が身に余つて ぼけ始め ミチヨ 積み上げた信頼崩す嘘（うそ） 狐狸将 歳月がだんだん夢をしぼませる 利三 安全の保証などない道標（しるべ） 廉治 電話機に向こうのお辞儀がよく

たちが、各家の庭で直径三メートルの数を引き合いながら「ナンマイダ」を行い、七回半回ります。最初は「ナムアミダブツ、ソラマダブツ」と掛け合ったそうです。昨年の四月、同町が親子の触れ合い活動促進地区に指定されたことから、長い間中断していた「ナンマイダ」の話が持ち上がった。子供からお年寄りまで喜んで参加したので、町では、今後毎年実施するという事です。

### わたしの前橋



駅前けやき通り 佐藤 美香（一中2年）





届け出があれば国保の立て替えて治療が受けられます

# 届け出が必要です

## 事故で保険証を使う場合

### 国民健康保険

多くの人々を一瞬にして不幸に陥れる交通事故、くれぐれも気をつけてください。不幸にも交通事故に遭った場合に、損害賠償と国保との関係でよくトラブルが起きますので注意してください。

交通事故の被害者は、本来治療費を加害者から支払ってもらって治療するものです。被害者の重大な過失がない限り加害者が全面的に賠償責任を負います。加害者の賠償支払い能力の問題などで損害賠償を受けるまで長い時間がかかり、その間の治療費を被害者自身が負担することになると、治療のため生活に支障のなる場合があります。国保では、このような場合届け出があれば、国保で治療を受けることができます。これは国保が加害者が支払うべき治療費を一

時立て替えておくものです。後で被害者に代わって国保から加害者に請求することになります。交通事故に遭った場合に保健証を使って治療を受けようとする時は、国保課窓口にて「第三者行為による傷病届」の届け出をしてください。届け出は、とりあえず口頭でもかまいません。できるだけ早く届け出をしてください。

被害者が加害者から医療費としての損害賠償を受けた場合は、その金額相当額の保険給付をしませんので注意してください。

届け出に必要な書類

- ①国民健康保険証②印鑑③交通事故証明書(事故処理後、約一週間後自動車安全運転センター

### 相談と健診

- 母子健康相談(前)午前10時〜11時30分、午後1時〜3時、(後)午後1時30分〜3時、2月20日(月)前・後、天川大島原町自治会館、広瀬コミュニティセンター、下細井団地集会所、江木団地集会所、2月21日(火)前・後、母子健康センター、文京町三丁目自治会館、2月27日(月)前・後、下川淵公民館、元総社公民館、東公民館、朝倉団地公民館、駒形町会館、2月27日(月)前・後、7か月児健康診査(満7か月以上8か月未満児、健診医・市医師会医師) 3月9日・23日(金)医療センター、午後1時30分〜3時、3月11日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、3月13日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、3月15日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、3月17日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、3月19日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、3月21日(金)医療センター、午後1時30分〜3時、3月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、3月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、3月27日(月)医療センター、午後1時30分〜3時、3月29日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、3月31日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、4月2日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、4月4日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、4月6日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、4月8日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、4月10日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、4月12日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、4月14日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、4月16日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、4月18日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、4月20日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、4月22日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、4月24日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、4月26日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、4月28日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、4月30日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、5月2日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、5月4日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、5月6日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、5月8日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、5月10日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、5月12日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、5月14日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、5月16日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、5月18日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、5月20日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、5月22日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、5月24日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、5月26日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、5月28日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、5月30日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、6月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、6月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、6月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、6月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、6月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、6月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、6月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、6月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、6月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、6月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、6月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、6月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、6月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、6月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、6月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、7月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、7月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、7月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、7月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、7月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、7月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、7月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、7月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、7月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、7月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、7月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、7月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、7月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、7月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、7月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、8月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、8月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、8月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、8月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、8月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、8月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、8月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、8月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、8月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、8月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、8月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、8月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、8月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、8月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、8月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、9月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、9月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、9月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、9月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、9月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、9月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、9月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、9月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、9月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、9月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、9月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、9月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、9月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、9月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、9月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、10月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、10月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、10月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、10月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、10月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、10月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、10月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、10月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、10月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、10月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、10月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、10月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、10月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、10月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、10月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、11月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、11月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、11月5日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、11月7日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、11月9日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、11月11日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、11月13日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、11月15日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、11月17日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、11月19日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、11月21日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、11月23日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、11月25日(日)医療センター、午後1時30分〜3時、11月27日(火)医療センター、午後1時30分〜3時、11月29日(水)医療センター、午後1時30分〜3時、12月1日(木)医療センター、午後1時30分〜3時、12月3日(土)医療センター、午後1時30分〜3時、12月

